

環境情報

2019 No.900

11月21日号

発行：有限会社 環境情報

〒104-0031 東京都中央区京橋 2-11-5
パインセントラルビル 3階
TEL: 03-3538-4955
FAX: 03-3538-4956

年間購読料 ◆ 17,640円 (消費税込)

本号の主なニュース

環境省、第4回浄化槽リノベ推進検討会開く…………… 1
環境省が第2回全国浄化槽行政担当者会議を開催 …… 2
小泉環境大臣が衆議院環境委員会で浄化槽に言及 …… 2
浄ナビ、いわき市で2019年度研修会開く…………… 4URL: <http://www.kankyojoho.co.jp>

ホームページ用ユーザーID・パスワード

●ユーザーID(固定) kankyo Pass: 12345678

環境省

特定既存単独処理浄化槽の除却方針案示す

第4回浄化槽3リノベ推進検討会開く

環境省は11月11日、東京・溜池山王の山王パークタワーで第4回浄化槽リノベーション推進検討会を開催した(写真)。改正浄化槽法の施行に向けた対応方針案を示し、委員の了承を大筋で得て、今後は座長一任のもと取りまとめることとなった。方針に関してはこれまでと比べ大きな変更点はないが、特定既存単独処理浄化槽の除却に関する判定基準案が新たに示され、本体の破損や漏水、水平の狂いなど「重要項目」に引っかかり、悪臭の発生など「周辺環境への影響」が確認されれば除却対象とする方針となった(表参照)。

今回の会議では、前回の議論を踏まえ「改正浄化槽法の施行に向けた対応方針について(案)」の一部修正・変更を行い、その後、事務局から新たに示された「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」に係るガイドラインについて議論を行った。

ガイドラインは、単独処理浄化槽が法改正による指導等の対象となる“特定既存単独処理浄化槽”に該当するか判断するための省令に基づく指針で、具体的な検査項目をまとめたチェックシートや評価項目を含む。今回はガイドラインの骨子と、判断基準の大枠案が示された。

判断はあくまで総合判断となるが、主に「外見の状況や性能状況」に係る

重要項目およびその他の項目の2項目、「周辺環境への影響」の1項目、「参考となる情報」の1項目の計4項目で判断することとなる。

外見の状況や性能状況の重要項目は、浄化槽本体の大きな破損、漏水、著しい腐食・劣化、水平の狂いによる短絡水流、堆積汚泥の極端な偏り、配管の破損等で、これらの項目に1点でも該当した場合、周辺環境への影響で定める悪臭の発生、放流水の透視度、周辺の井戸の設置状況等に引っかかった時点で、「除却を行い、合併処理浄化槽への交換を措置として求める」とされる。

また重要項目に該当しなかった場合でも、外見の状況や性能状況のその他の項目で定める内部設備の破損、流入管きよおよび放流管きよの破損に該当し、先ほどと同様に周辺環境への影響が認められ、参考となる情報で定める過去の補修等の実績、旧構造基準に基づいて設置された単独槽のいずれかに該当すれば、同じく除却を求めることが相当とされる。

一方、ガイドラインでは補修、あるいは付帯設備の交換による継続使用も選択肢に含まれているが、「一時的に改善するが、老朽化が進行した単独槽では再発、周辺環境への影響が懸念される。補修、あるいは付帯設備の交換は、特定既存単独処理浄化槽に該当するが、除却の措置に該当しないものを対象」とした。今回の浄化槽法改正は、生活排水を垂れ流しにする単独処理浄化槽の合併転換推進が背景の一つであり、仮に補修等の指導にとどまった場合でも、別途、

『特定既存単独処理浄化槽に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)

〈外見の状況や性能状況〉

①重要項目

項目	参考となる事項
浄化槽本体	・浄化槽本体に大きな破損又は劣化箇所がある。 ・隔壁等の内部設備に影響を及ぼす程度の変形がある。 ・漏水している(槽内水位が所定位置より大幅に低下)。 ・現場打ちの場合には、躯体部に著しい腐食・劣化がある。
水平の狂い	・水平の狂いや浮上又は沈下により、不均等な攪拌や短絡水流がある。 ・水平の狂いや浮上又は沈下により、腐敗タンク(室)や沈殿分離タンク(室)、沈殿室の堆積汚泥が極度に偏っている。 ・水平の狂いや浮上又は沈下により、管渠や空気配管、内部設備等の破損がある。

②その他の項目

項目	参考となる事項
浄化槽の内部設備	・各室の隔壁や仕切板が大きく破損や変形、脱落又は欠落している。 ・構造上、充填されるべき接触材やろ材が充填されていない。又は、破損・浮上・脱落が生じている。
平面酸化床、散水ろ床、回転板	・著しい破損がある。 ・破損や傾きにより、短絡流や不適正な水流が発生している。 ・剥離生物膜が特定の箇所に堆積し、適切な水流を妨げている。 ・回転板方式の構造で回転板の脱落や著しい破損がある、又は回転板が正常に回転しない。
ばっ気装置	・適切な水流が確保されていない。
消毒装置	・消毒設備が欠落又は脱落、破損している。 ・薬剤筒が適正に固定されていない。
流入管渠、放流管渠	・定常時に勾配不良や閉塞等による滞留や逆流がある。 ・流入弁において、逆流や溢流がある。 ・逆流がある。 ・著しい破損または漏水がある。

〈周辺環境への影響〉

③周辺環境への影響

項目	参考となる事項
悪臭等の発生状況	浄化槽設置場所周辺において著しい臭気、害虫、騒音の発生がある。
放流水の水質	放流水の透視度が7度(7cm)未満である。
放流水質等の規制	条例により単独処理浄化槽に対しての規制や生活排水の排出に対しての規制等がある。
井戸の設置状況	浄化槽設置場所周辺に生活用水として使用している井戸がある。

〈参考となる情報〉

④参考となる情報

項目	参考となる事項
過去の補修等の実績	以前に本体または内部設備(付帯設備を含む)で補修や部品の交換を行った実績がある。
構造基準	旧構造基準に基づいて設置された単独処理浄化槽(昭和44年以前に設置された単独処理浄化槽を含む)である。

【除却】

- ケース1:「①重要項目」に1つでも該当 かつ「③周辺環境への影響」に1つでも該当
■ケース2:「②その他の項目」に複数該当 かつ「③周辺環境への影響」に1つでも該当 かつ「④参考となる情報」に1つでも該当

合併転換のための働きかけが必要になると考えられる。

また会合ではこのほか、(一社)全国浄化槽団体連合会が、浄化槽管理士の研修の機会の確保に係る研修体制構築の提案、(公財)日本環境整備教育センターが研修教材の作成状況と、素案を示した。

特定既存単独処理浄化槽に係るガイドライン、研修体制および教材は引き続き非公開会合で作業が進むが、当面の課題となる「改正浄化槽法の施行に向けた対応方針案」は座長預かりとなり、パブリックコメントを経て、次回12月23日に最終取りまとめの方針となった。



浄ナビ

汚泥濃縮車による浄化槽清掃視察 いわき市で2019年度研修会開く

NPO法人浄化槽ナビゲータ認証機構(=浄ナビ、理事長・松田從三北海道大学名誉教授)は11月15・16日、福島県・いわき市で2019年度研修会を開催した。今年度は浄化槽分野における循環型社会への貢献、人口減少下

における持続可能な浄化槽サービスの提供について研修するため、SN式汚泥濃縮車の視察を行った。会員ら約50名が参加する中、15日はいわき市内の一般住宅の清掃作業2件を視察し、翌16日は同市・スパリゾートハワイアンズで車両開発者による講義、質疑応答、意見交換を行った。

SN式汚泥濃縮車は、(株)アメニティいわきがいわき市の要請を受け、平成13年に開発・実用化したもの。浄化槽汚泥を引き抜いた後、車両内で凝集剤により汚泥を濃縮、濃縮汚泥のみ回収し、分離水は張り水として浄化槽内に戻す機能を持っている。

このような車両が必要に



汚泥濃縮車の操作説明

なる背景には、し尿処理場のひっ迫がある。もともと全国では、下水道整備の進展により、し尿処理場は徐々に縮小するものと考えられていた。しかし実態は、くみ取りし尿は確かに減少しているものの、代わりに合併処理浄化槽の普及で浄化槽汚泥が増加、さらに最近では下水道整備の遅延も重なり、し尿・浄化槽汚泥の処理に関して強い需要を持つ地域がいまだ多く存在する。

そのため処理場の負担を軽減しつつ、浄化槽の適正な維持管理を確保するという観点から、近年その価値が再注目され始めている。また浄化槽にとっても、有用微生物を多く含む分離水を戻すことで早期の能力復帰、さらには水道水の節水といった効果が期待される。

現場視察では、実際に稼働している一般住宅の浄化槽清掃を行いながら、汚泥濃縮車による汚泥引き抜き、反応槽における汚泥の攪拌・凝集、濃縮汚泥の分離、分離水の返水の作業を見学した。

その後、アメニティいわき事務所で、今後の業務の参考とするため、同社が導入しているパネル式バキューム車、機密文書の出張裁断車を見学した。

翌16日はスパリゾートハワイアンズで講義を実施。SN式汚泥濃縮車の開発車を招き、いわき市の概況と開発の背景、車両の仕組みなど、導入する事業者側のメリットにも言及しつつ解説。さらにエコアクション21など、今後求められる取り組みについても研修した。



現場視察の様子



凝集剤の混合、平均25%まで減容可能という



近年需要が高まる裁断車の実演